

# 地方公共団体による 公的個人認証サービス

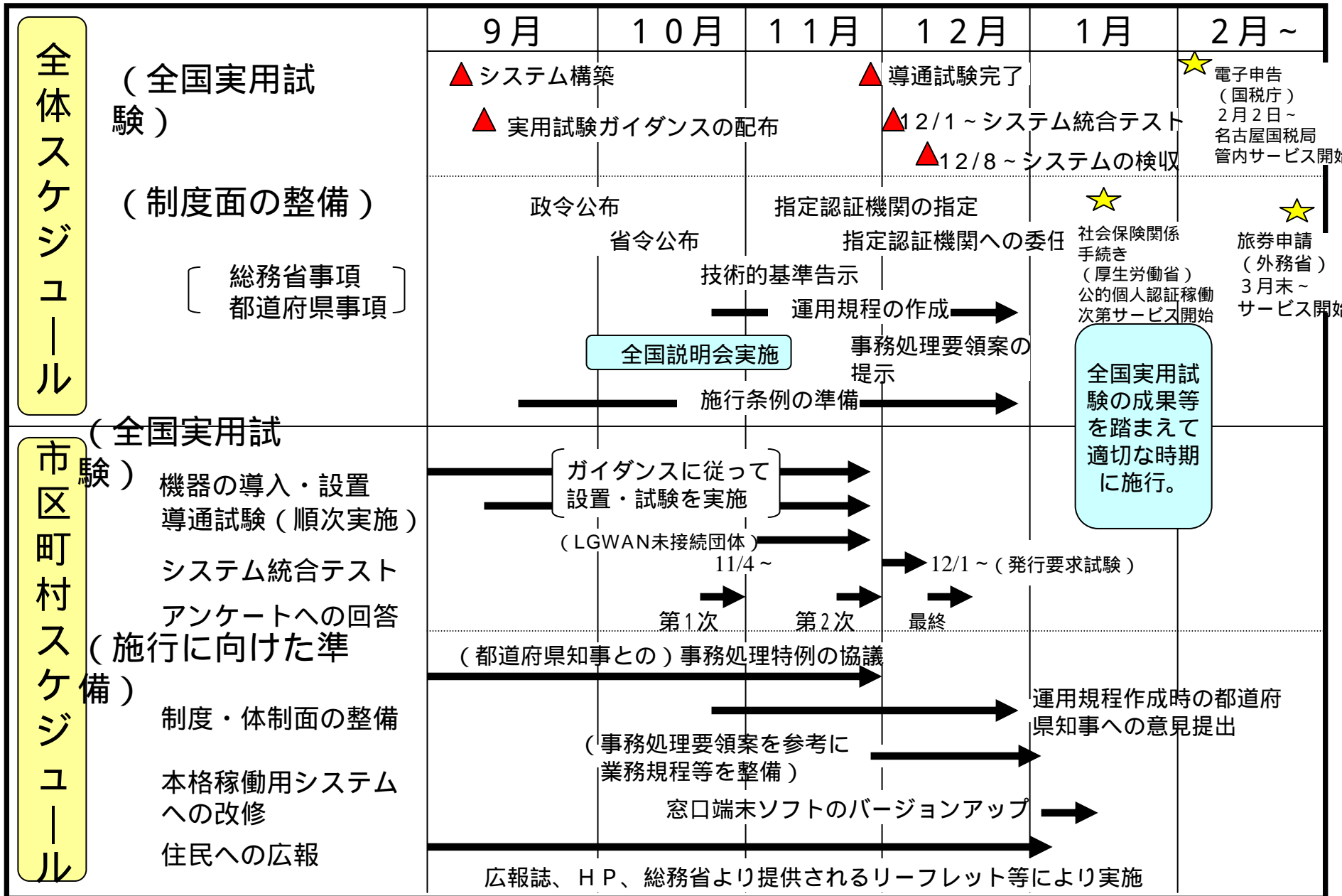
稼働に向けた個別整理事項

平成15年10月

総務省 自治行政局 自治政策課

# 公的個人認証サービスのスケジュール(想定)

【全般】



# 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号)」の施行予定日

【全般】

本法の施行については、全国実用試験の最終段階であるシステム統合テストを12月1日から実施し、その成果等を踏まえ適切な時期に施行することとするが、住民へのサービス提供を早期に行う必要があることから、今年度のできるだけ早い時期、具体的には年明け早々にも施行できるよう、準備を進めているところである。(全国一律施行)

# 公的個人認証法における各機関の業務内容等

【全般】

| 市町村長  | 都道府県知事  | 指定認証機関   | 総務大臣   |
|---|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子証明書発行の申請者の本人確認（利用者確認、第3条第3項）</li> <li>・本人確認をした申請者に係る申請書の内容及び利用者署名検証符号の都道府県知事への通知（第3条第5項）</li> <li>・電子証明書の申請者への提供（第3条第7項）</li> <li>・電子証明書の失効申請者の本人確認（第9条第2項 第3条第3項を準用）</li> <li>・本人確認をした失効申請者に係る申請書の内容の通知（第9条第2項 第3条第5項を準用）</li> <li>・利用者署名符号の漏えい等があった場合の届出における届出者の本人確認（第10条第2項 第3条第3項を準用）</li> <li>・本人確認をした届出者に係る届出書の内容の通知（第10条第2項 第3条第5項を準用）</li> <li>・運用規程作成の際の都道府県知事への意見提出（第57条第2項）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子証明書の発行及び市町村長への通知（第3条第6項）</li> <li>・発行記録の記録及び保存（第8条）</li> <li>・失効申請等情報の記録及び保存（第11条）</li> <li>・異動等失効情報の記録及び保存（第12条）</li> <li>・記録誤り等に係る情報の記録及び保存（第13条）</li> <li>・発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存（第14条）</li> <li>・記録誤り等があった電子証明書の発行を受けた利用者に対する通知（第15条第2項）</li> <li>・発行者署名符号の漏えい等により電子証明書が失効した旨の公表（第15条第3項）</li> <li>・失効情報ファイルの作成及び保存（第16条）</li> <li>・署名検証者との取決めの締結（第17条第4項）</li> <li>・署名検証者に対する失効情報の提供（第18条第1項）</li> <li>・署名検証者に対する失効情報ファイルの提供（第18条第2項）</li> <li>・失効情報等の提供の停止（第18条第3項）</li> <li>・失効情報等の提供の状況についての報告書の作成、公表（第18条第4項）</li> <li>・利用者に対する認証業務情報の開示（第29条第2項）</li> <li>・認証業務情報の訂正等及び開示を受けた者への通知（第31条第1項、第2項）</li> <li>・異動等失効情報の指定認証機関への通知（委任都道府県知事のみ、第35条）</li> <li>・指定認証機関に対する指示（委任都道府県知事のみ、第46条第2項）</li> <li>・指定認証機関に対する報告徴収及び立入検査（委任都道府県知事のみ、第47条第2項）</li> <li>・行政機関等を除く署名検証者に対する報告徴収（第56条第2項）</li> <li>・運用規程の作成、公表（第57条第2項）</li> </ul> | <p>&lt;第34条第1項各号関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子証明書の発行申請書の内容及び利用者署名検証符号に係る通知の受理に係る電子計算機処理等並びに電子証明書の発行に係る電子計算機処理等及び市町村長への通知に係る電子計算機処理等（第1号）</li> <li>・発行記録の記録に係る電子計算機処理等及び発行記録の保存（第2号）</li> <li>・電子証明書の失効申請書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等及びオンラインで送信される失効申請の受理に係る電子計算機処理等（第3号）</li> <li>・電子証明書の失効届出書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等（第4号）</li> <li>・失効情報の記録に係る電子計算機処理等及び失効情報の保存（第5号）</li> <li>・記録誤り等があった電子証明書の発行を受けた利用者に対する通知及び発行者署名符号の漏えい等により電子証明書が失効した旨の公表（第6号）</li> <li>・失効情報ファイルの作成、保存（第7号）</li> <li>・署名検証者に対する失効情報等の提供に係る電子計算機処理等（第8号）</li> <li>・失効情報等の提供の停止に係る電子計算機処理等（第9号）</li> <li>・失効情報等の提供の状況についての報告書の作成、公表（第10号）</li> </ul> <p>&lt;第53条 第29～31条準用関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する認証業務情報の開示（第53条 第29条第2項）</li> <li>・認証業務情報の訂正等及び開示を受けた者への通知（第53条 第31条第1項、第2項）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものの認定（第17条第1項）</li> <li>・第17条第1項の認定の取消し（第17条第3項）</li> <li>・指定認証機関の指定（第34条第1項）</li> <li>・指定認証機関に対する各種の権限 役員解任権（第40条第2項）、監督命令（第46条第1項）、報告徴収・立入検査（第47条第1項）、指定の取消し（第49条）等</li> <li>・都道府県及び市町村並びに利用者に対する情報提供、助言その他の援助（第55条）</li> <li>・第17条第1項の認定を受けた者に対する報告徴収（第56条第1項）</li> <li>・技術的基準の策定（第58条）</li> </ul> |

## 電子証明書の発行制限

15歳未満の者及び成年被後見人に対する電子証明書の発行については、特に慎重な取扱いを行うこと。

具体的には「公的個人認証サービス事務処理要領」（仮称）にて定める方針。

(参考)

住民基本台帳事務処理要領

第5 住民基本台帳カード

2 住民基本台帳カードの交付等

(1) 住民基本台帳カードの交付

ウ 交付

(ア) 交付申請者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類を提示させ(令第30条の15第1項、規則第37条第1項)、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、住民基本台帳カードを交付することは適当でない。(略)

印鑑登録証明事務処理要項

第2 印鑑の登録に関する事項

1(2) (1)に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。

ア 15歳未満の者

イ 成年被後見人

## 代理申請の取扱

---

代理申請については、代理人は以下の書類を提示又は提出すること。

- 申請者本人の記名及び押印のある委任状
- 押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- 代理人自身の顔写真付きの証明書（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証など）
- 郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書

（詳細は、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則」を参照すること。）

## 公的個人認証サービスに利用可能なICカード

---

総務省令で定める基準を満たしたカードが利用可能。

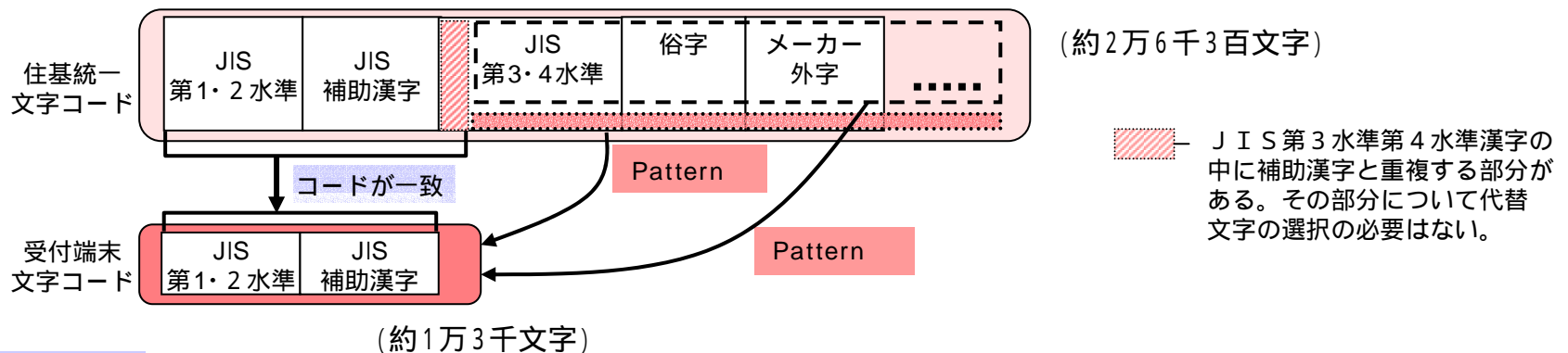
- すべての住民基本台帳カードが利用可能。

今後、公的個人認証サービス都道府県協議会が個人認証サービス用として利用できることを確認したICカードについて、その都度各市区町村に通知することを検討中。

# 代替文字の取扱

JIS第1水準、第2水準およびJIS補助漢字に含まれない文字（外字）はパソコン等で表示できないため公的個人認証サービスにおいて利用することはできない。従って、申請者は氏名及び住所の中に該当する文字があれば、パソコン等で利用できる文字（代替文字）を別途選んでから、電子証明書の発行申請をする必要がある。

## 代替文字の置き換えルール



### Pattern 住所に限定して使用される文字の置き換え

現在使用されている市町村名・町名・字名で、JIS(1・2・補助漢字)に無い文字は、300文字程度。それらの文字については、受付窓口端末で転換テーブルにて自動的に変換される。

ただし、住基システムには住所が方書きまで記録されている。その方書きの部分で、上記の300文字程度にあてはまらないものについては、申請者に選択していただく。

### Pattern 氏名に使われる文字の置き換え

氏名には、住基統一文字および戸籍で使用可能な文字が使われている。これらの文字は約6万字以上と非常に多く、また氏名に使える文字置き換える際に申請者が選択できるようにする必要がある。それらの文字については、「代替文字確認ガイド」にて対応。

## 氏名の代替文字置換に利用する『代替文字確認ガイド』

(冊子)

該当文字の文字コードがインデックスの範囲にあることを確認。  
さらにそのページ内にある代替文字コードを探す。

基本4情報確認画面

申請者氏名  
●田 太郎

1文字目の[44716]の代替文字を入力してください。

日本語入力: 吉  
文字コード指定入力: 5409

代替文字入力(氏名) 代替文字入力(住所) 次へ メニューに戻る

### 代替文字確認ガイド

| 29641 ~ 41900 |         | 41900 ~ 44716 |         |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 数字            | 代替文字の範囲 | 数字            | 代替文字の範囲 |
| 高             | 39641   | 遺             | 41900   |
| 吉             | 40111   | 蓮             | 42411   |
| 及             | 40621   | 蓬             | 42921   |
| 稗             | 41131   | 漱             | 43431   |
| 穴             | 41641   | 遯             | 43941   |
| 辻             | 42151   | 遯             | 44451   |
| 遥             | 42661   | 遯             | 44961   |
| 邊             | 43171   | 遯             | 45471   |
|               |         |               |         |
|               |         |               |         |

## 電子証明書発行手数料

### 電子証明書発行手数料

1手続きにつき 500円

(都道府県知事の承認の上、指定認証機関が定める)

電子証明書発行手数料の額は、都道府県センターのランニングコスト(通年ベース:約16億円)等を主に電子証明書の発行手数料で賄えることを基礎として検討が行われた。

500円(約50億円 ÷ 1,000万枚 500円)

- 電子証明書発行予想枚数(平成16年度~平成18年度の3年間)  
1,000万枚

電子証明書発行見込み数については、以下を参考としている。

住民基本台帳カードの通年ベースの発行予想枚数 約500万枚

総務省市町村課は、平成15年度の発行予想枚数を全国の市区町村の予算措置上の枚数を参考として約300万枚と推定している。

各種行政機関等において進められている申請受付システムの整備状況

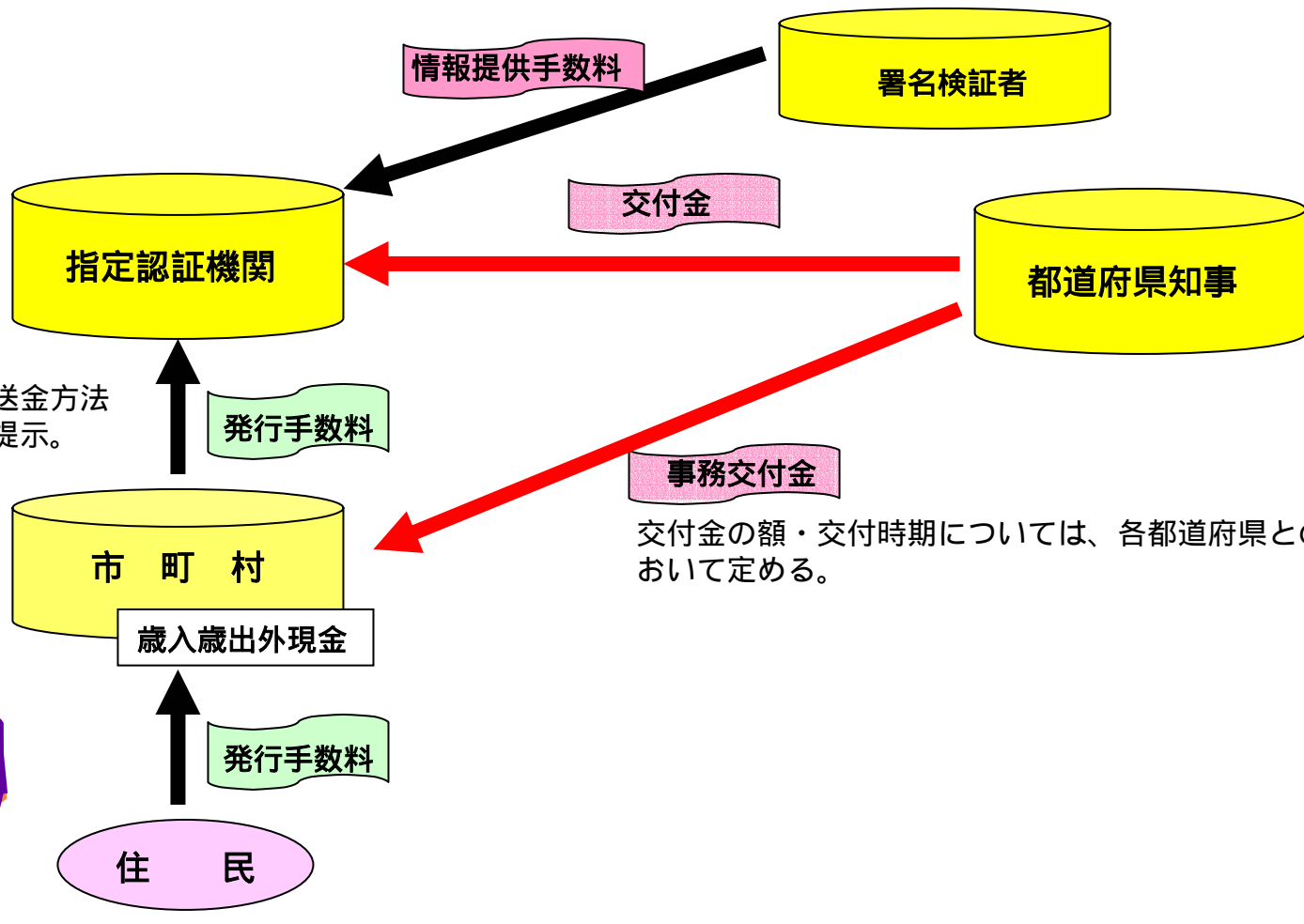
厚生労働省 社会保険関係手続き(公的個人認証サービス稼働次第)

国税庁 電子申告(平成16年2月2日~)

外務省 旅券申請(平成16年3月末~)

平成16年度中に構築される都道府県の汎用受付システム(28府県)

# 電子証明書発行手数料及び交付金の流れ



## 市町村窓口における本人確認事務等の財源措置

---

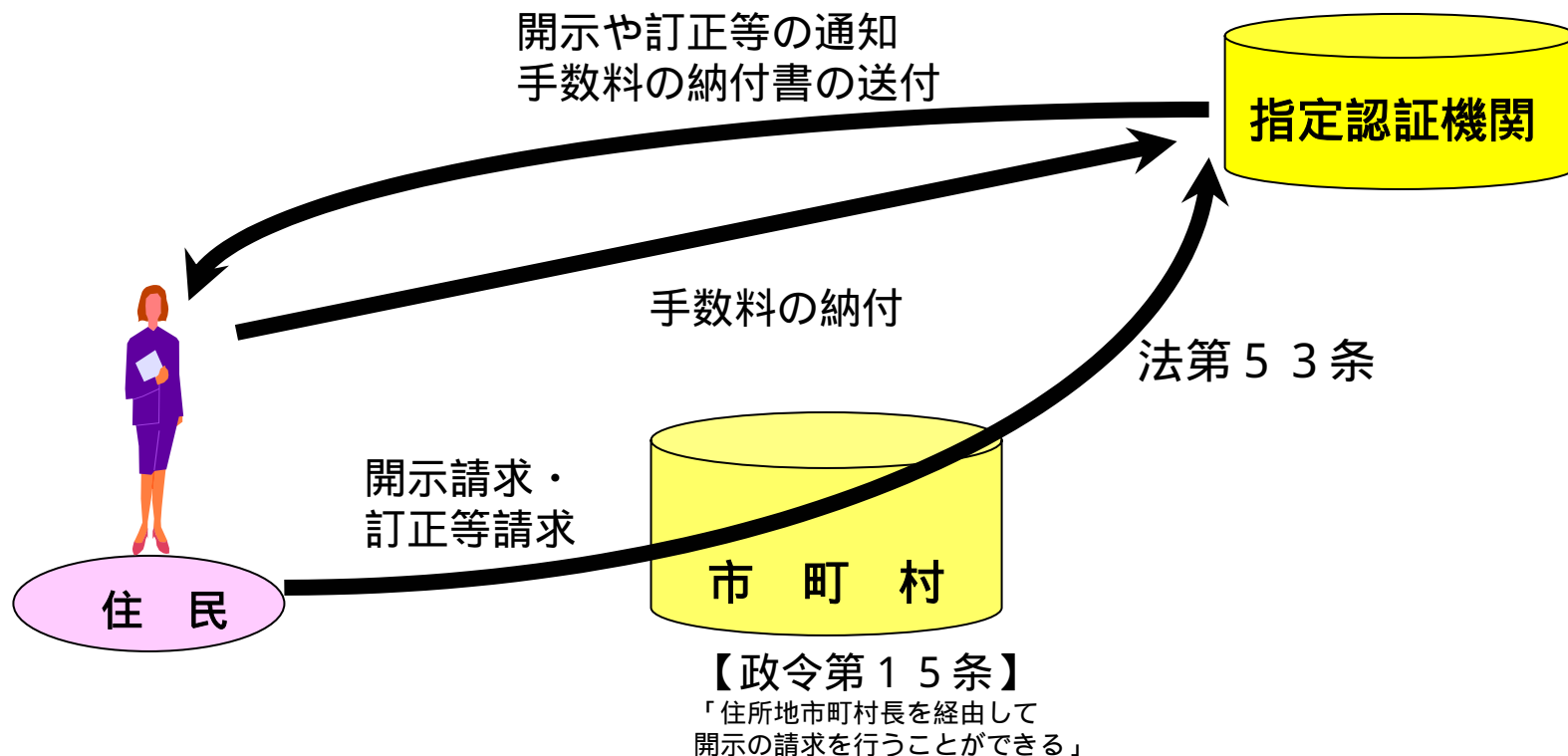
平成14年度から、公的個人認証サービス制度の構築に要する経費について、普通交付税措置（市町村及び都道府県）。

平成16年度からは通常の運用ベースで地方財政措置。

- 市町村受付窓口端末の保守経費等（予定）

# 認証業務情報の開示請求（法第29条～法第31条関係）

## 指定認証機関に開示請求する場合



### 【手数料】

指定認証機関が総務大臣の許可を受けて定める額の手数料を徴収する。  
開示の通知と同時に手数料の納付書を送付することにより徴収する。